

「留学生住宅総合補償（海外旅行保険＋保証人補償基金）」

大学側が連帯保証人になる場合の条件

一般的に日本で民間のアパートやマンションなどを借りる場合、連帯保証人（以下「保証人」という。）が必要になります。日本国内に保証人を見つけられない場合は、日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」制度に加入することで、第一工業大学が、機関として保証人を引き受けることができます。但し、次の「加入条件」に合致した留学生のみが該当します。

「加入条件」

次のすべての条件を満たす留学生

- 1 第一工業大学に在籍する「留学生」であること。（卒業・退学・除籍等、学籍を失った時点で無効となる。）
 - 2 在日親族等、他に保証人を引き受けるべき者がいないこと。
 - 3 同居人がいる場合は、家族又は本学留学生であること。ただし、日本人学生や他大学学生との同居は不可とする。
 - 4 居住地が「霧島市内」であること（鹿児島キャンパスの場合）。
 - 5 賃貸借契約期間が、現課程の在籍期間内であること。自動更新になっていないこと。
 - 6 前年度の修得単位数が30単位以上修得している者であること。ただし、3年生終了時には、100単位以上修得していること。（新入生等は、前学校の成績及び総合的に判断する。）
 - 7 学納金等を、納付期間内に納入していること。（但し、延納・分納届の許可を受けている者は除く。）
 - 8 月額家賃（管理費含む。）が3万円未満であること。
 - 9 保証期間中は、必ず「留学生住宅総合補償」に加入すること。
（1年間 4,000円、2年間 8,000円）
 - 10 「誓約書」「覚書」の記載内容に同意すること。
 - 11 契約期間中は、第一工業大学教学課の指示に従うこと。
- ※ 過去に処分を受けたり、問題を起こしたりした場合は、連帯保証人を引き受けません。

「加入の手続き」

大学「教学課」において、以下の内容の説明を受け、確認後加入手続きを実施する。

- 1 留学生住宅総合補償の内容 「留学生の皆様へ」
- 2 誓約書の記入 別紙第1
- 3 覚書の記入 別紙第2
- 4 確約書の記入
- 5 不動産取引業者への依頼内容 「不動産取引業者」 [PDFはこちら](#)
- 6 申し込み方法

誓 約 書

第一工業大学 御中

学科名 _____ 学 年 _____
学籍番号 _____
氏 名 _____

私の民間宿舍等への入居に際して、その賃貸借契約締結の条件の一つとして連帯保証人を付することが必要になり、このたび、第一工業大学に引き受けて頂くこととなりましたが、連帯保証人になって頂くに当たり、貴大学に対し下記のことを誓約致します。

記

- 1 私が貴大学に連帯保証を依頼する期間は、貴大学が設置する学部にて正規生として在学している間とする。
ただし、在学期間中であっても住宅総合補償の補償期間が満了した場合、あるいは、住宅総合補償の補償期間内に賃貸借契約期間が満了した場合は、賃貸借契約の更新の有無に関わらず、連帯保証契約は終了する。
- 2 第一工業大学での在学期間中は「留学」の在留資格を有すること。
- 3 私が卒業、退学、除籍等により第一工業大学の学籍を失った場合には、直ちに貸主に通知すること。
- 4 私が住宅総合補償加入手続き後、第一工業大学との連帯保証期間が明記された留学生住宅総合補償加入者控えの写しを賃貸人に必ず渡すこと。
- 5 連帯保証の範囲は、財団法人日本国際教育支援協会の運営する「留学生住宅保証」制度（保険会社、東京海上日動火災保険株式会社）のうち「保証人補償制度」の補償範囲（30万円限度）を限度とすること。
- 6 賃貸借契約について、その条件の変更が生じる場合は、事前に貴大学教学課に通知し、その了承を得た上で行うこと。
- 7 賃貸借契約が終了した場合は、速やかに原状回復に努め、かつ家財等を撤去して賃貸借物件の明け渡しを行うこと。もし、私が行方不明等によりこれらの義務の履行を行わなかった時には、貴大学において、私の家財等の処分を行い、かつ賃貸借物件の明け渡しを行うことに同意すること。
- 8 迷惑行為（家賃滞納等）等があった場合は、連帯保証人を解約されても一切の不服を申し立てしません。
- 9 連帯保証に関するこのとの詳細の実施については、貴大学教学課の指示に従うこと。

年 月 日

署 名 _____ (印)

覚 書

第一工業大学 御中

年 月 日
学科名 _____ 学 年 _____
学籍番号 _____

氏 名 _____

私が、第一工業大学に対して提出した _____ 年 _____ 月 _____ 日付誓約書第7項について、次のことを約束致します。

- 1 次の各号のいずれかに該当した場合、私は賃貸借契約を解除し、賃貸借物件の明け渡しに関する権限を委任致します。この場合において、私は第一工業大学が行った行為に対し一切の不服を申し立てないほか、第一工業大学及び関係者に対して損害賠償その他の請求を致しません。
 - (1) 私が賃料等の支払いを滞納し、家主（賃貸人）等が催告を行うもその支払いをしない場合。
 - (2) 私が家主（賃貸人、大学）等への届け出をしないで、所在不明になったとき。
 - (3) 私が死亡又は破産その他事由により賃貸借契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
- 2 私は、賃貸借契約が存続する限り、前条の委任を解約しません。

以上

確 約 書

- 1 連帯保証人の期間は、第一工業大学の正規生として在学している期間とする。
ただし、大学在学期間中でも、大学が連帯保証人になる条件に違反した場合、直ちに賃貸借契約を解約する。
- 2 賃貸借契約書の更新時は、必ず連帯保証人の第一工業大学(教学課、担当者)に書面にて連絡をして、第一工業大学の許可を受ける。
- 3 第一工業大学の許可を受けることなく契約を更新した場合は、その契約は無効とする。

契約者

年 月 日

氏 名

印

契約会社

年 月 日

会社名

印